

平成 23 年度「臨床心理分野専門職大学院認証評価」
認 証 評 価 報 告 書

< 抜 粋 >

平成 24(2012)年 3 月 27 日
財団法人日本臨床心理士資格認定協会

はじめに

平成 23 年度臨床心理分野の専門職大学院認証評価について

財団法人日本臨床心理士資格認定協会内に編成されている「臨床心理分野の専門職大学院認証評価機関（委員会）」は、学校教育法第 110 条に基づき平成 21 年 9 月 4 日付で文部科学大臣より認可された組織です。臨床心理分野の認証評価を行う公的機関としては唯一のもので、平成 21 年度の認証評価は、評価の第 1 号として九州大学大学院人間環境学府実践臨床心理学専攻（専門職学位課程）を対象に、その評価業務を実施し、平成 23 年 3 月 26 日に認証評価報告書を提出したところです。

ところで、今回の平成 23 年度は、鹿児島大学、広島国際大学、帝塚山学院大学の 3 つのそれぞれの専門職大学院臨床心理学専攻を対象に、第 1 号の九州大学大学院の評価で体験したさまざまな経験知を生かして、有効、有用な評価作業を展開してまいりました。本報告は、作業開始の平成 21 年 10 月 16 日から、当該評価内容に関する当該校の異議申し立ての有無の確認を踏まえた平成 24 年 3 月 27 日までの評価内容によって構成されています。

ここに平成 23 年度対象 3 専門職大学院の認証評価報告書を提出します。

平成 24 年 3 月 27 日

財団法人 日本臨床心理士資格認定協会

専務理事 大塚 義孝

〔追記〕

鹿児島大学大学院ら 3 専門職大学院の関係各位はじめ、長きにわたりご尽力いただいた認証評価委員、判定委員、作業委員等 40 余名の各位に深く敬意と謝意を表すものです。

I 平成 23(2011)年度臨床心理分野専門職大学院の認証評価について

1 臨床心理分野専門職大学院の認証評価の目的

平成 17 年 4 月より、心の問題の複雑化・多様化に対応できる高度専門職業人を養成するための臨床心理分野専門職大学院の設置が始まった。質の高い心の専門家の養成を進めるためには、大学院設置後の教育活動等の質を保証することが重要である。そのためには、第三者による評価制度（適格認定）は、不可欠なものである。

財団法人日本臨床心理士資格認定協会は、平成 21 年 9 月 4 日付で認証評価機関として文部科学大臣から認可を受けた。ここでの認証評価の目的は、次のとおりである。

協会が、大学院からの求めに応じて実施する認証評価においては、我が国の専門職大学院の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、協会が定める専門職大学院評価基準（以下、「評価基準」という）に基づき、次のことを実施する。

- (1) 専門職大学院の教育活動等の質を保障するため、専門職大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 専門職大学院の教育活動等の改善に役立てるため、専門職大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を専門職大学院にフィードバックすること。
- (3) 専門職大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、専門職大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

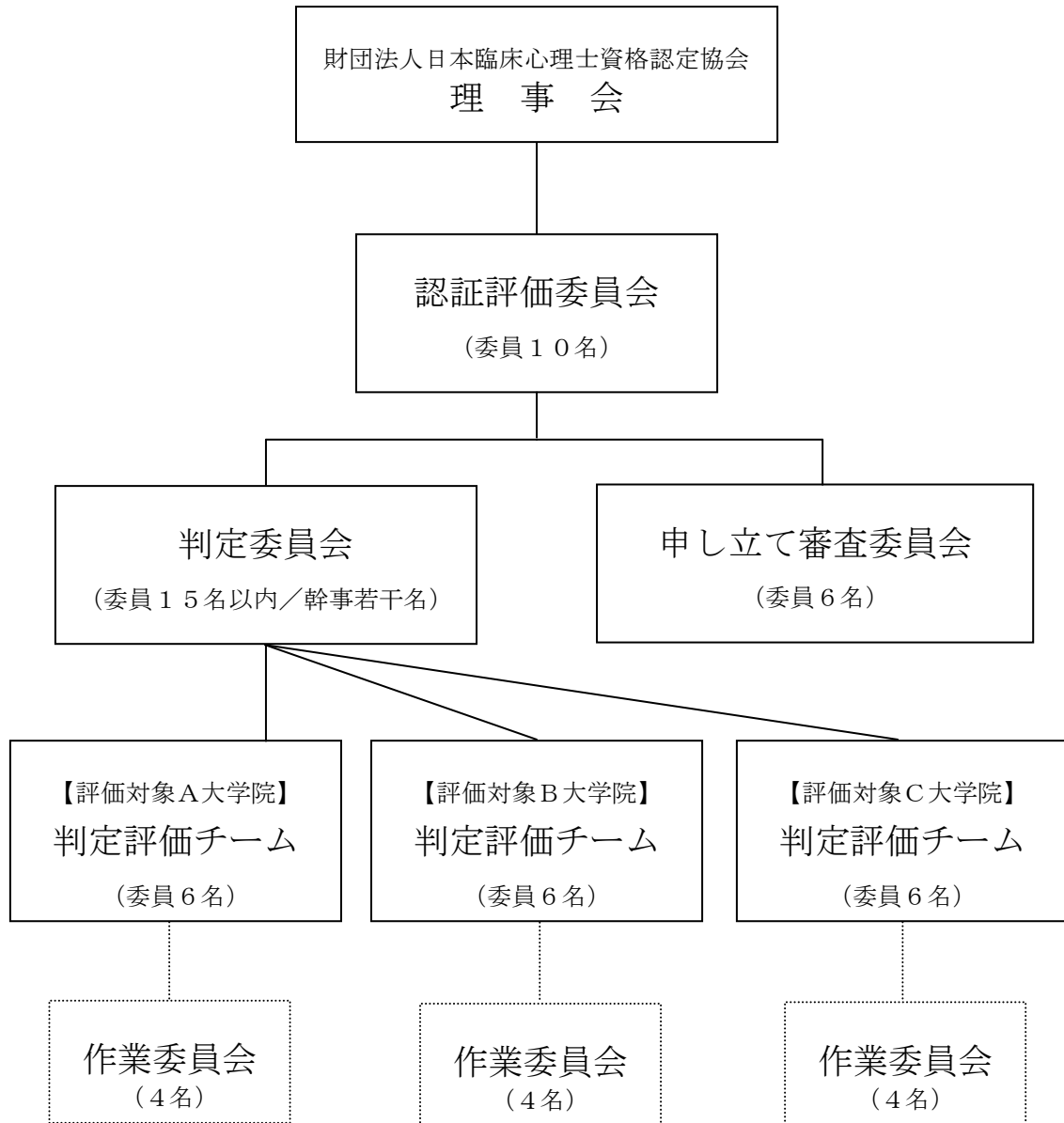
2 平成 23 年度専門職大学院の認証評価への申請校

平成 23 年度専門職大学院の認証評価の申請校は、以下の 3 大学院であった。

国立大学法人 鹿児島大学大学院 臨床心理学研究科 臨床心理学専攻（専門職学位課程）
学校法人 広島国際大学大学院 心理科学研究科 実践臨床心理学専攻（専門職学位課程）
学校法人 帝塚山学院大学大学院 人間科学研究科 臨床心理学専攻（専門職学位課程）

3 認証評価を担当する組織と体制

財団法人日本臨床心理士資格認定協会は、認証評価委員会、判定委員会（判定評価チーム）、申し立て審査委員会を設け、臨床心理分野専門職大学院の認証評価を実施している。



(1) 認証評価委員会委員 (定数 10 名/現在数 10 名) ◎委員長 (1 名) ○副委員長 (2 名)

- ◎藤原 勝紀 (財団法人日本臨床心理士資格認定協会・常任理事/京都大学・名誉教授)
- 村山 正治 (学校臨床心理士ワーキンググループ・代表/九州大学・名誉教授)
- 結城 章夫 (国立大学法人山形大学・学長)
- 石川 啓 (学校法人帝塚山学院・理事長)
- 大塚 義孝 (財団法人日本臨床心理士資格認定協会・専務理事/京都女子大学・名誉教授)
- 久保 千春 (九州大学病院・病院長/九州大学医学研究院・教授)
- 鶴 光代 (一般社団法人日本心理臨床学会・理事長/跡見学園女子大学大学院・教授)
- 平木 典子 (日本家族心理学会・常任理事/統合的心理療法研究所・所長)
- 村瀬嘉代子 (一般社団法人日本臨床心理士会・会長/北翔大学大学院・教授)
- 山中 康裕 (京都ヘルメス研究所・所長/京都大学・名誉教授)

(2) 判定委員会委員 (定数 15 名以内/現在数 14 名) ◎委員長 (1 名) ○副委員長 (2 名)

- ◎伊藤 良子 (京都大学・名誉教授)
- 大野 博之 (九州大学・名誉教授)
- 山下 一夫 (鳴門教育大学・副学長)
- 下山 晴彦 (東京大学大学院・教授)
- 田畑 治 (名古屋大学・名誉教授)
- 名取 琢自 (京都文教大学大学院・教授)
- 野島 一彦 (九州大学大学院・教授)
- 藤原 勝紀 (京都大学・名誉教授)
- 丸山 千秋 (青山学院大学・教授)
- 岡本 淳子 (立正大学・教授)
- 菅野 信夫 (天理大学・教授)
- 田形 修一 (札幌学院大学・教授)
- 橘 玲子 (新潟青陵大学・教授)
- 横山 知行 (新潟大学・教授)

幹事

- 福田 憲明 (明星大学・教授)
- 三浦 正江 (東京家政大学・准教授)
- 奥野 誠一 (山形大学・准教授)
- 神村 栄一 (新潟大学・准教授)
- 高橋 稔 (目白大学・准教授)
- 西川 昌弘 (国際基督教大学・准教授)

(3) 申し立て審査委員会委員 (定数 6 名/現在数 6 名) ◎委員長 (1 名) ○副委員長 (1 名)

- ◎岡堂 哲雄 (聖徳大学大学院・教授)
- 佐藤 忠司 (前新潟青陵大学大学院・教授)
- 乾 吉佑 (専修大学大学院・教授)
- 小谷 英文 (国際基督教大学・教授)
- 滝口 俊子 (放送大学大学院・教授)
- 馬場 禮子 (山梨英和大学大学院・教授)

(4) 判定評価チーム

- ①鹿児島大学大学院担当 (定数6名) ◎主査(1名) ○副査(1名)
- ◎伊藤 良子 (京都大学・名誉教授)
 - 名取 琢自 (京都文教大学大学院・教授)
 - 田畑 治 (名古屋大学・名誉教授)
 - 横山 知行 (新潟大学・教授)
 - 倉島 和夫 (法務省矯正研修所・所長)
 - 山本 力 (岡山県臨床心理士会・会長)
- ②広島国際大学大学院担当 (定数6名) ◎主査(1名) ○副査(1名)
- ◎山下 一夫 (鳴門教育大学・副学長)
 - 岡本 淳子 (立正大学・教授)
 - 野島 一彦 (九州大学・教授)
 - 橘 玲子 (新潟青陵大学・教授)
 - 久保木富房 (医療法人秀峰会心療内科病院楽山・名誉院長)
 - 桶谷 守 (京都教育大学附属教育実践センター機構教育支援センター・教授)
- ③帝塚山学院大学大学院担当 (定数6名) ◎主査(1名) ○副査(1名)
- ◎大野 博之 (九州大学・名誉教授)
 - 菅野 信夫 (天理大学・教授)
 - 丸山 千秋 (青山学院大学・教授)
 - 田形 修一 (札幌学院大学・教授)
 - 徳永雄一郎 (医療法人社団新光会不知火病院・院長)
 - 亀田 徹 (株式会社P H P 研究所・教育マネジメント研究センター長)

(5) 作業委員会

- ①鹿児島大学大学院担当
- 伊藤 良子 (京都大学・名誉教授)
 - 名取 琢自 (京都文教大学大学院・教授)
 - 福田 憲明 (明星大学・教授)
 - 神村 栄一 (新潟大学・准教授)
- ②広島国際大学大学院担当
- 山下 一夫 (鳴門教育大学・副学長)
 - 岡本 淳子 (立正大学・教授)
 - 奥野 誠一 (山形大学・准教授)
 - 西川 昌弘 (国際基督教大学・准教授)
- ③帝塚山学院大学大学院担当
- 大野 博之 (九州大学・名誉教授)
 - 菅野 信夫 (天理大学・教授)
 - 三浦 正江 (東京家政大学・准教授)
 - 高橋 稔 (目白大学・准教授)

4 認証評価の経過の概要

(1) 専門職大学院に対する認証評価に関する説明会〔平成 21(2009)年 10 月 16 日〕

平成 23 年度以降に認証評価を予定している専門職大学院 4 校（鹿児島大学大学院、広島国際大学大学院、帝塚山学院大学大学院、関西大学大学院）を対象に、認証評価のスケジュール、評価基準、手続規則等について説明会を行った。

(2) 認証評価申請の案内〔平成 22(2010)年 7 月 20 日〕

平成 23 年度を評価実施年度とする専門職大学院 3 校に対して、申請の案内を送付した。

(3) 認証評価申請書の受理

鹿児島大学大学院より平成 22(2010)年 8 月 27 日付、広島国際大学大学院より同年 9 月 21 日付、帝塚山学院大学大学院より同年 9 月 21 日付で、認証評価申請書の提出があり、その申請を受理し、認証評価に着手した。

(4) 評価対象大学院に対する説明会〔平成 22(2010)年 10 月 29 日〕

評価対象大学院 3 校を対象に、認証評価に関わる手続規則、自己点検評価報告書の作成要領等について説明会を行うとともに、具体的な進め方について協議した。

(5) 判定評価チーム委員の研修会〔平成 23(2011)年 1 月 9 日〕

判定評価チーム委員及び幹事を対象に、認証評価に関わる手続規則、評価基準要綱等について研修会を行うとともに、判定評価チームごとに認証評価スケジュールを検討した。

(6) 判定評価チーム作業委員（主査等）の研修会〔平成 23(2011)年 6 月 26 日〕

各判定評価チームの主査 3 名、副査 3 名、幹事 6 名を対象に、評価基準要綱を中心とした研修会を行った。また、平成 21 年度認証評価作業の実績をもとに、書類審査、訪問調査等の実際的な研修を行った。

(7) 自己点検評価報告書の提出

鹿児島大学大学院より平成 23(2011)年 6 月 28 日付、広島国際大学大学院より同年 6 月 29 日付、帝塚山学院大学大学院より同年 6 月 29 日付で、自己点検評価報告書、大学院基礎データ等が提出された。

(8) 判定評価チーム委員の研修会〔平成 23(2011)年 7 月 3 日〕

各判定評価チーム委員を対象に、評価基準要綱を中心とした研修会を行った。また、平成 21 年度認証評価作業の実績をもとに、書類審査、訪問調査等の実際的な研修を行った。

(9) 事前確認事項一覧表の送付〔平成 23(2011)年 8 月 8 日〕

評価対象大学院 3 校それぞれに、事前確認事項一覧表及び提出依頼資料一覧を送付した。

(10) 事前確認事項回答書の提出

鹿児島大学大学院より平成 23(2011)年 9 月 2 日付、広島国際大学大学院より同年 9 月 7 日付、帝塚山学院大学大学院より同年 9 月 7 日付で、事前確認事項一覧表に対する回答書が提出された。

(11) 認証評価に関わるヒアリング

自己点検評価報告書及び事前確認事項について、鹿児島大学大学院は平成 23(2011)年 9 月 20 日、帝塚山学院大学大学院は同年 9 月 26 日、広島国際大学大学院は同年 9 月 30 日に、それぞれ来所によるヒアリングを行った。

(12) 訪問調査

判定評価チーム委員、幹事及び協会事務局担当職員により、鹿児島大学大学院は平成 23(2011)年 10 月 11 日、帝塚山学院大学大学院は同年 10 月 20 日、広島国際大学大学院は同年 10 月 25 日に訪問調査を実施した。

(13) 認証評価報告書（一次案）の送付

判定評価チームによる認証評価報告書（一次案）を、鹿児島大学大学院は平成 23(2011)年 11 月 23 日付、帝塚山学院大学大学院は同年 11 月 23 日付、広島国際大学大学院は同年 12 月 2 日付で送付した。

(14) 認証評価報告書（一次案）への意見の提出

認証評価報告書（一次案）への意見が、鹿児島大学大学院は平成 23(2011)年 12 月 9 日付、帝塚山学院大学大学院は同年 12 月 15 日付、広島国際大学大学院は同年 12 月 24 日付で提出された。

(15) 認証評価報告書（判定評価チーム案）の作成と提出〔平成 24(2012)年 1 月 7 日〕

鹿児島大学大学院担当及び帝塚山学院大学大学院担当の判定評価チームは、当該大学院の意見を参考に認証評価報告書（判定評価チーム案）を作成し、判定委員会に提出した。

(16) 認証評価報告書（案）の作成と提出〔平成 24(2012)年 1 月 7 日〕

判定委員会は、認証評価報告書（判定評価チーム案）、当該大学院から提出された自己点検評価報告書及び関連諸資料を総括し、鹿児島大学大学院及び帝塚山学院大学大学院の認証評価報告書（案）を作成し、認証評価委員会に提出した。

(17) 認証評価報告書の作成と提出〔平成 24(2012)年 1 月 7 日〕

認証評価委員会は、認証評価報告書（案）を審議のうえ、鹿児島大学大学院及び帝塚山学院大学大学院の認証評価報告書を作成し、理事会に提出した。

(18) 認証評価報告書の決定〔平成 24(2012)年 1 月 7 日〕

平成 24 年 1 月 7 日開催の第 113 回理事会において、認証評価委員会から提出された鹿児島大学大学院及び帝塚山学院大学大学院の認証評価報告書を審議し、決定した。

(19) 認証評価報告書の送付と確定〔平成 24(2012)年 2 月 15 日〕

鹿児島大学大学院並びに帝塚山学院大学大学院へ、平成 24(2012)年 2 月 1 日付で認証評価報告書を送付した。所定の期間内に当該大学院から異議申し立てがなかったため、認証評価報告書が確定した。

(20) 訪問調査〔平成 24(2012)年 2 月 28 日〕

広島国際大学大学院担当の判定評価チーム委員、幹事及び協会事務局担当職員により、認証評価報告書（一次案）による問題点の指摘事項の改善状況を確認するため、当該大学院の訪問調査を実施した。

(21) 認証評価報告書（判定評価チーム案）の作成と提出〔平成 24(2012)年 3 月 10 日〕

広島国際大学大学院担当の判定評価チームは、認証評価報告書（一次案）に対する当該大学院の意見、訪問調査の結果を踏まえて、認証評価報告書（判定評価チーム案）を作成し、判定委員会に提出した。

(22) 認証評価報告書（案）の作成と提出〔平成 24(2012)年 3 月 10 日〕

判定委員会は、認証評価報告書（判定評価チーム案）、当該大学院から提出された自己点検評価報告書及び関連諸資料を総括し、広島国際大学大学院の認証評価報告書（案）を作成し、認証評価委員会に提出した。

(23) 認証評価報告書の作成と提出〔平成 24(2012)年 3 月 10 日〕

認証評価委員会は、認証評価報告書（案）を審議のうえ、広島国際大学大学院の認証評価報告書を作成し、理事会に提出した。

(24) 認証評価報告書の決定〔平成 24(2012)年 3 月 10 日〕

平成 24 年 3 月 10 日開催の第 114 回理事会において、認証評価委員会から提出された広島国際大学大学院の認証評価報告書を審議し、決定した。

(25) 認証評価報告書の送付と確定〔平成 24(2012)年 3 月 26 日〕

広島国際大学大学院へ、平成 24(2012)年 3 月 26 日付で認証評価報告書を送付した。所定の期間内に当該大学院から異議申し立てがなかったため、認証評価報告書が確定した。

(26) 認証評価報告書の公表〔平成 24(2012)年 3 月 27 日〕

評価対象大学院 3 校の認証評価報告書を文部科学大臣に送付して報告するとともに、協会ウェブサイトに掲載し公表した。

(27) 認定証の送付〔平成 24(2012)年 3 月 31 日〕

評価対象大学院 3 校へ基準適合認定証を送付した。

5 認証評価の結果の概要

平成 23 年度に臨床心理分野の専門職大学院で認証評価を申請したのは 3 大学院であった。関係委員会で審査の結果、いずれの大学院も評価基準に適合していると認定した。

認定の期間は、平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(1) 認証評価の結果、適合していると認定した大学院・専攻

国立大学法人 鹿児島大学大学院 臨床心理学研究科 臨床心理学専攻（専門職学位課程）
学校法人 広島国際大学大学院 心理科学研究科 実践臨床心理学専攻（専門職学位課程）
学校法人 帝塚山学院大学大学院 人間科学研究科 臨床心理学専攻（専門職学位課程）

(2) 適合していると認定した大学院に対する提言

適合していると認定された大学院へ、専門職大学院として一層の改善を図り充実させるために、「勧告」、「改善が望ましい点」、「要望事項」等の提言を行うことがある。「勧告」、「改善が望ましい点」を付された大学院は、それぞれの指摘についてどのように改善したかを取りまとめ、年次報告書へ記載して報告しなければならない。

なお、「要望事項」は、臨床心理分野の専門職大学院としてより一層のレベルアップを目指しての努力目標として提示するものである。

6 年次報告書

大学院は、認証評価を受けた翌年から毎年 5 月 1 日現在の大学院の状況を 5 月末日までに報告しなければならない。報告書には、以下の事項を含めること。

- (1) 専任教員の氏名、職名、年齢、専門分野、臨床心理士資格の有無
- (2) 入学試験の状況（志願者数、合格者数、競争率等）
- (3) 学生の状況（1 年生数、2 年生数、留年者数、社会人数、留学生数等）
- (4) 認証評価を受けた後の重大な変更
- (5) 修了生の進路状況（就職先名称、常勤・非常勤の別、進学した大学院の名称等）
- (6) 改善が望ましいとされた事項への対処

7 認証評価の実施体制の整備

本協会は、平成 21 年 9 月 4 日付で臨床心理分野の専門職大学院の認証評価機関として文部科学大臣より認証を受けた。その際の付帯意見及び平成 21 年度に実施した認証評価作業を通じ見出された課題等を踏まえて、平成 23 年度に向けた実施体制を整備した。

(1) 認証評価を担当する質の高い委員の確保

各委員会委員の選任にあたっては、広く適材を得るために、関連学会や団体に候補者の推薦を依頼するとともに、推薦基準を作成して質の確保に努めた。この方針を受けて、平成 22 年 4 月に新たに就任した判定委員会委員 5 名の補充に際しては、関連学会や団体、関係者からの推薦をもとに選任した。

(2) 認証評価を担当する委員の研修

認証評価を担当する関係者の研修を、その役割に応じて組織的に行った。

特に新たに就任した判定委員については、認証評価のための研修の一環として、指定大学院（臨床心理士受験資格に関して本協会が一定の基準により指定している大学院）の平成22年度実地視察評価の業務を委嘱し、研修の実をあげた。また、実質的に認証評価作業を担当する判定評価チーム委員については、平成21年度認証評価作業の実績をもとに、より実地的な研修を行った。

(3) 「臨床心理分野の専門職大学院における教育内容と方法に関するガイドライン」の作成

評価基準に基づく判断をより客観的に行うとともに、臨床心理士養成のための教育レベルの標準化を目的として、教育内容と方法に関するガイドラインを作成した。関連団体や専門職大学院からの推薦をもとに委員を選任し、平成22年4月に検討委員会を設置し、平成23年3月に取りまとめられた。

なお、平成23年度認証評価においては試験的に導入し、現状に即した内容に整備・改善し、平成26年度の運用に向けて準備を進める予定である。